

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 6 | 国民健康保険関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

屋久島町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県 屋久島町長

公表日

平成32年10月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険被保険者の属する世帯の世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)*または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)*に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)*及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)*が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、町に設置される国保総合PCで構成される。 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 <オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 <オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康長寿課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 問合せ先電話番号 0997-43-5900</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 請求先に同じ |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成32年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成32年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------------|
| 平成29年1月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康増進課長 矢野 和好 | 健康増進課長 日高 孝之 | 事後 | 平成28年4月1日付人事異動 |
| 平成29年7月4日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム | 事後 | |
| 平成29年7月4日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年7月4日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年6月19日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康増進課 | 健康長寿課 | 事後 | 令和元年5月1日付組織機構改革 |
| 平成31年6月19日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康増進課長 日高 孝之 | 健康長寿課長 日高 孝之 | 事後 | 令和元年5月1日付人事異動 |
| 平成31年6月19日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 事後 | 令和元年5月1日付庁舎移転 |
| 平成31年6月19日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 屋久島町 情報公開・個人情報保護担当 〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 問い合わせ先電話番号 0997-43-5900 | 事後 | 令和元年5月1日付庁舎移転 |
| 平成31年6月19日 | IV リスク対策 | — | 追加 | 事後 | |
| 平成32年4月7日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康長寿課長 日高 孝之 | 健康長寿課長 塚田 賢次 | 事後 | 令和2年4月1日付人事異動 |
| 平成32年4月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険被保険者の世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 | 事後 | 記載内容修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|-----------|
| 平成32年10月26日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 | (左記同文) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 (以下省略) | 事後 | |
| 平成32年10月26日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム | 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 | 事後 | |
| 平成32年10月26日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 | 番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | |
| 平成32年10月26日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 | (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,97,106の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | |
| 平成32年10月26日 | 全項目 | | 別紙のとおり | 事後 | 再評価 |